

伊奈町ふれあい活動センターにおける新型コロナウイルス

感染拡大予防ガイドライン（令和4年5月18日更新）

1. はじめに

本ガイドラインは、伊奈町ふれあい活動センターにおける新型コロナウイルスの感染予防対策について基本的事項を定めたものである。

なお、本ガイドラインは、業種別ガイドラインを遵守し今後の対処方針の変更のほか、感染状況等を踏まえ必要に応じて適宜更新する。

2. 基本的な考え方

町民の命を第一優先とし、感染拡大を防ぐ対応を図った上で実行できる方法を探り、ふれあい活動センターの役割を可能な限り果たしていく。

町内や近隣市の感染状況等を鑑み、段階的にふれあい活動センターを開館する。

第1段階 和室、創作室、会議室1・2、視聴覚室の条件付き利用

第2段階 児童室、体育室の条件付き利用

第3段階 トレーニングルームの条件付き利用

第4段階 調理実習室の条件付き利用

第5段階 通常開館《全国・埼玉県・近隣市と同時期に行う》

5月18日（水）から第5段階で開館する。

ただし、「大声あり・呼気を出す（楽器を吹く）」活動をする場合、収容定員の50%とする。

3. 講じるべき具体的な方策

■体調不良の方の活動自粛

①事前に検温を行い、発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない場合、利用は控える。

■感染予防・感染拡大を防ぐ

①入館したら速やかに手洗い・手指消毒を行うこと。

②館内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

■「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する

①社会的距離の確保を図る

- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
- ・人の密度を下げするために、長机1台につき一人など、席の配置を考慮する。机にパーテーションを設置する等の飛沫対策を講じている場合はこの限りではない。
- ・対人距離を確保して活動する。(四方1mを空けることを目安に)

②人と人の密接を防ぐ

- ・飛沫を発生させないように、工夫する。
- ・近距離での会話や発声の際はマスクを使用。
- ・大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ・飲食を伴う活動は控える。

③密閉した空間を作らない

- ・換気を徹底する。
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ・それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。

4. 感染者が発生した場合の対応

- 館内で感染が疑われる事例が発生した場合、指定管理者は速やかに教育委員会生涯学習課・保健所等に連絡を行う。
- 感染した者がふれあい活動センターを利用した事実が判明した場合は、保健所の指示に従い、施設の閉鎖・消毒等を行う。
- 個人情報の取扱いに十分留意し、当該感染者の利用日等を速やかに公表するよう努める。

5. 施設ごとの利用基準

■各部屋の利用について

①トレーニングルーム

町民のストレス解消を目的とし、下記の条件での利用とする。

- ・完全予約制、入替制とする。
- ・当面の間、定期券の販売は行わない。
- ・予約は1回ずつ、当施設トレーニングルーム窓口または電話にて受付。
- ・利用日当日の予約も可とする。
- ・予約日の変更は、前日までであれば可能とするが、返金は不可とする。
- ・利用時間を制限し、各時間15名までの利用とする。

- ・利用時間は以下とする。
 - 9:00-10:00、10:15-11:15、11:30-13:30（2時間）、14:00-15:00、15:15-17:15（2時間）、17:45-18:45、19:00-21:00（2時間）
- ・利用料金
 - ① 町内料金利用者
 - 1時間利用は150円（300円チケットを半券使用する）、2時間利用は300円（300円チケットを使用する）とする。※65歳以上は無料とする。
 - ② 町外料金利用者
 - 1時間利用は225円（450円チケットを半券使用する）、2時間利用は450円（450円チケットを使用する）とする。
- ・利用時に次回の予約をする（予約日は、水曜日を起点に週3回以内とする）。
- ・入口で体温計測及び手指消毒、マスク着用必須。
- ・マシンの間隔を1m以上開ける。マシン間に間仕切りをする等の飛沫防止対策を講じている場合はこの限りでない。
- ・マシンの利用時間は1機種につき1回のみ10分に制限する。
- ・密になるプログラムを除き、有料プログラムを再開する。
- ・初回講習会は、町外利用料金者も可とし、2時間枠の時間帯に実施する。（各回定員2名で、各時間利用者15名の内数とする）
- ・男子及び女子更衣室（シャワールームを含む）の利用を禁止する。
- ・常時換気とし、窓・扉は開放のままとする。
 - ※マシン使用后、利用者は使用したマシンの消毒を行う。スタッフは定期的に室内消毒を行う。

②体育室

- ・入口で手指消毒、マスクを持参し、運動やスポーツを行っていない時、会話をする際には必ずマスクを着用すること。
- ・各競技については、利用人数による「3密」にならないよう注意する。
- ・貸出品は卓球台（ネット含む）やバレーボールの支柱（ネット含む）等の共通使用備品に加え、ボールやラケット等の貸出も再開する。
- ・使用した器具類（卓球台含む）及び貸出品は、使用后、体育室倉庫に常備した消毒剤にて、利用者が消毒を実施し、消毒後に利用者が所定の場所に片づける。
 - ※定期的に、スタッフによる共有部の消毒を実施する。

③視聴覚室、会議室1・2、和室、創作室

- ・入口で手指消毒、マスク着用必須。

- ・使用した備品／器具類は、使用后、各部屋に常備した消毒剤にて、利用者が消毒を実施し、消毒後に利用者が所定の場所に片づける。

※施設使用后、スタッフによる室内共有部の消毒を行う。

④調理実習室

- ・入口で手指消毒、マスク着用必須。
- ・飲食する場合、黙食を徹底する。
- ・利用した食器類は、マスクとゴム手袋着用で洗い、片づけずに調理台の上に置く。

※施設使用后、スタッフによる室内共有部の消毒を行う。

⑤児童室

- ・入口で手指消毒、保護者・小学生以上はマスク着用必須。
- ・利用人数は保護者含め10人以内とし、1組の利用は1時間程度とする。
- ・遊具や絵本などの貸出しは、当面、休止する。
- ・施設の定期的な消毒時間を設け、スタッフによる室内消毒を行う。

(施設の定期消毒時間の利用は、当面禁止とする)

⑥図書室の利用については図書館のガイドラインに準ずる。

6. 利用を中止する部屋

① 男子及び女子更衣室（シャワールームを含む）

7. 特に注意する活動

集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

○密接が避けられない活動

(例) 囲碁、将棋など (主に和室における活動)

○専ら運動することを目的とした活動

(例) 踊り、ダンス、体操 など

運動中は、呼吸が激しくなるためより一層距離を空けること

○大きな声を出すことや歌うこと、楽器を吹くこと

(例) 合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など

○茶道、調理、会食を伴う活動

8. 来館情報の収集

町内において新型コロナウイルスの感染が拡大しないよう管内の保健所と連絡を密にし、万が一感染者が発生した場合に接触者の特定を行うため、来館の情報の収集を行う。

①館内を利用する場合は、氏名・緊急連絡先等を記入した書面を窓口に提出する。

②情報収集については以下の点を事前に周知する。

- ・把握した情報は必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合がある。
- ・把握した個人情報については、感染した者がふれあい活動センターを利用した事実が判明した場合に接触者を特定する際の利用のみとする。
- ・把握した情報の保存期間は1ヶ月間とし、その後速やかに廃棄する旨来館者に周知する。

~~10~~ 9. 本ガイドラインの問い合わせ先

◇ふれあい活動センター 048-724-0717

◇生涯学習課 048-721-2111 (内線 2541・2542)